

令和 2 年度業務実績のポイント

令和 3 年 6 月

独立行政法人日本学生支援機構

目 次

第4期中期目標・中期計画（令和元年～令和5年）の概要	2
令和2年度計画の概要	3
中期目標・計画の項目及び評価の一覧	4
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度自己評価の方針	7
事業別のポイント	
1. 奨学金事業	
・新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	9
・自己評価の概要	10
・（1）貸与奨学金-①奨学金の的確な貸与	11
・（1）貸与奨学金-③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	12
・（1）貸与奨学金-⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用	13
・（2）給付奨学金-①奨学金の的確な支給	14
・（3）奨学金事業に共通する事項の実施-②学校との連携強化	15
2. 留学生支援事業	
・新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	17
・自己評価の概要	18
・（1）外国人留学生に対する支援-②日本留学試験の適切な実施	19
・（1）外国人留学生に対する支援-③日本語教育センターにおける教育の実施	20
・（1）外国人留学生に対する支援-④学資金の支給等	21
・（2）日本人留学生に対する支援-①海外留学に関する情報提供等の充実	22
・（2）日本人留学生に対する支援-②学資金の支給（官民協働海外留学支援制度：トビタテ！留学JAPAN）	23
3. 学生生活支援事業	
・新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	25
・自己評価の概要	26
・（2）障害のある学生等に対する支援	27
4. その他	
・新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	29
・Ⅲ.財務内容に関する事項-2.寄附金事業の実施	30

第4期中期目標・中期計画（令和元年～令和5年度）の概要

奨学金事業

◎貸与型奨学金

- 適切な基準に基づき奨学金貸与事業を的確に実施
- 適切な適格認定を実施
- 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収
 - ・**総回収率**を中期目標期間中に**91.4%以上**にする
 <第3期の指標：83%,平成30年度末実績：88.3%>
 - ・**当年度分回収率**を中期目標期間中に**97.3%以上**にする
 <第3期の指標：96%,平成30年度末実績：97.0%>
 - ・**要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合**を中期目標期間中に**10%以上改善**
 <新規の指標,平成30年度末の実績値：3.56%>
 - ・**要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合**を**3.26%以下**
 <新規の指標,平成30年度末の実績値：3.40%>
- 機関保証制度について,適切な情報提供,代位弁済となる対象債権の確実な請求,制度の将来にわたる収支の健全性の検証等を実施
- 減額返還・返還期限猶予等,セーフティネットの適切な運用
- 所得運動返還方式について,適切な情報提供や,対象者の増加に対応しつつ,効率的に運用

◎給付型奨学金

- 大学等における修学の支援に関する法律**※に基づき,真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し,適切な審査に基づき,支給を行う
 ※同法の成立に伴い令和元年度に中期目標・中期計画を変更
- 適切な適格認定を実施

◎奨学金事業に共通する事項の実施

- スカラシップ・アドバイザー等の活用により,正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに,**コールセンター機能を充実**させる等,奨学金制度の周知及び広報を充実
- 返還意識の涵養に向けた指導のため,学校との連携を強化
- 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や,給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策**を国と連携して検討

留学生支援事業

◎外国人留学生に対する支援

- 日本留学に関する情報提供等の充実
- 日本留学試験の適切な実施
 - ・日本留学試験を利用した**渡日前入学許可実施校数**が**2018年度実績値を上回る**
 <新規の指標,平成30年度末現在:181校>
 - ・効率的な運営により,収支の均衡に努める
- 日本語教育センターにおける,きめ細かく質の高い教育の実施
 - ・卒業予定者への教育内容等に係る満足度調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得る
 <平成30年度末評価実績
 4段階：東京94.3%,大阪100%
 5段階：東京90.8%,大阪100%>
 - ・**評価に際し,大学等への進学率や日本語習熟度等の客観的要素を考慮**
- 優秀な外国人留学生に対する学資金の支給等
- 東京国際交流館,兵庫国際交流会館について,収支改善を図りつつ,国際交流の拠点として活用
- 卒業・修了後の支援
 - ・国内での就職を希望する**外国人留学生への就職支援**
 - ・**機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備**

◎日本人留学生に対する支援

- 海外留学に関する情報提供等の充実
 - ・**イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が前中期目標期間中の件数を上回る**
 <新規の指標。前期の実績：125回>
- 学資金の支給
 - ・トビタテ！留学JAPAN 2020年までに1万人派遣
 - ・**当該施策で得た経験を海外留学支援制度で活用**

学生生活支援事業

◎学生生活,学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

- 大学等の学生生活状況に関する調査,分析,**戦略的な情報提供**
- 大学等における学生支援の調査及び先進的取組や喫緊の課題に関する情報提供

◎障害のある学生等に対する支援

- 大学等における支援体制の**全体的な底上げ**を図る
- 修学支援に関する実態調査を通じた問題の把握・分析・情報提供を総合的に実施

◎キャリア教育・就職支援

- 産学協働による**教育的効果の高いインターンシップ推進**のための支援の実施

業務運営の効率化,財務,その他業務運営に関する重要事項

- ◎ 2018年度比で一般管理費（公租公課及び土地借料を除く）16%以上,業務経費（奨学金事業業務,新規追加業務に係るものを除く）9%以上削減
- ◎ **学生支援に関する調査・分析・研究**を若手研究者等の活用を図りつつ実施
- ◎ 内部統制・ガバナンスの強化
- ◎ 寄附金募集に係る広報の取組を強化し**一層,寄附金獲得を拡大** 被災した学生,留学生等への支援金の支給等,寄附金事業を適切に実施
- ◎ **SNSやウェブ動画等を活用**し,機構の事業や運営に関する広報を充実

令和2年度計画の概要

奨学金事業

◎貸与奨学金

・返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。※コンビニ収納の導入（令和2年10月予定）等により、返還者の利便性向上させ、回収状況の改善を図る。

◎給付奨学金

・**令和2年度から開始する給付奨学金について、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学が困難である者に対して適切に奨学金の支給を実施する。**実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。

◎奨学金事業に共通する事項の実施

<奨学金制度の周知及び広報の充実>

・進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣※を推進する。 ※大学等のオープンキャンパスへの派遣を実施。

<効果検証方策等の検討>

・奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための**具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施するとともに、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等**を図るための方策について検討し、実施する。

留学生支援事業

◎外国人留学生に対する支援

<日本留学試験の適切な実施>

・試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。また、**2019年度の試験実施において、試験問題冊子の不足により受験できない者が発生した事態について、検証結果を踏まえ、再発防止に努める。**

<日本語教育センターにおける教育の実施>

・外国人等※の現職日本語教員に対する研修、並びに、教材の提供等を推進する。 ※外国人だけでなく日本人を対象とするイベントを実施予定。

◎日本人留学生に対する支援

<海外留学に関する情報提供等の充実>

・留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営するとともに、**情報提供の更なる充実を図るため、「海外留学支援サイト」のリニューアルに向けた準備に着手※**する。 ※構築から5年が経過し、システムの脆弱性に懸念があるとともに、閲覧者のニーズに応じた内容の抜本的な改善が求められるため、2年後のリニューアルを目指す。

<学資金の支給>

・「トビタテ！留学JAPAN」については、**2021年度以降の事業の在り方について検討**する。

学生生活支援事業

◎学生生活支援事業全体

・有識者による会議を適宜開催するなどし、学生生活支援事業に関連する重要課題や事業の実施方法等について議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。

◎学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

・「**学生生活調査**」について、平成30年度において試行的に実施した**高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）における調査について、専門家の協力を得ながら本格実施**する。

・令和元年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。

業務運営の効率化、財務、その他業務運営に関する重要事項

◎業務の効率化

・**奨学金事業業務経費全体**については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営を効率化

◎寄附金事業の充実

・**専門部署の設置など寄附金募集に係る広報の取組を強化**することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に**被災した学生、留学生等への支援金の支給を拡大**

◎リスク管理の推進

・リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、**新型コロナウイルス感染症の流行等も踏まえ**、各種リスク管理の一層の推進を図る。

◎広報・広聴の充実

・**ホームページの刷新**等により広報の充実、広聴モニター調査等により広聴の充実を図る。

◎施設及び設備に関する計画

・施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 また、**事務所等整備に向けて、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、移転及び事務所等の集約化も視野に入れた準備を進める。**

◎人事に関する計画

・戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の見直しを実施する。

中期目標・計画の項目及び評価の一覧（1／3）

※評価は、S、A、B、C、Dの5段階であり、「B」が標準となる。

中期計画・年度計画	評価指標	年度評価（自己評価）						
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 奨学金事業		B		A				
（１）貸与奨学金		B		A				
①奨学金の的確な貸与	貸与奨学金の的確な実施状況	B		A				
②適格認定の実施	貸与奨学金における適格認定の実施状況	B		B				
③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収		B		B				
	貸与奨学金の総回収率	B		B				
	関連指標の実施状況	B		B				
④機関保証制度の運用	機関保証制度の運用状況	B		B				
⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用	減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況	B		A				
⑥所得連動返還方式の運用	所得連動返還方式の運用状況	B		B				
（２）給付奨学金		B		A				
①奨学金の的確な給付	給付奨学金の的確な実施状況	B		A				
②適格認定の実施	給付奨学金における適格認定の実施状況	B		B				
（３）奨学金事業に共通する事項の実施		B		B				
①奨学金制度の周知及び広報の充実	奨学金制度の周知及び広報の実施状況	B		B				
②学校との連携強化	学校との連携状況	B		B				
③効果検証方策等の検討	効果検証方策等の検討状況	B		B				
2 留学生支援事業		B		B				
（１）外国人留学生に対する支援		B		B				
①日本留学に関する情報提供等の充実	日本留学に関する情報提供等の実施状況	B		B				
②日本留学試験の適切な実施		C		B				
	日本留学試験の実施状況	C		B				
	日本留学試験の渡日前入学許可実施校数	B		B				
③日本語教育センターにおける教育の実施		B		B				
	日本語教育センターの卒業予定者の進路や日本語レベルの状況	B		B				
	日本語教育センターの卒業者による教育内容等に対する満足度	B		B				
④学資金の支給等	外国人留学生に対する学資金支給の実施状況	B		A				
⑤宿舍の支援及び交流促進	東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況	B		B				
⑥卒業・修了後の支援		B		B				
	外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B		B				
	日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況	B		B				

中期目標・計画の項目及び評価の一覧（2 / 3）

中期計画・年度計画		評価指標	年度評価（自己評価）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	（2）日本人留学生に対する支援		B	B			
	①海外留学に関する情報提供等の充実	日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況	A	B			
	②学資金の支給	日本人留学生に対する学資金支給の実施状況	B	B			
	3 学生生活支援事業		B	B			
	（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況	B	B			
	（2）障害のある学生等に対する支援	障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況	B	B			
	（3）キャリア教育・就職支援	キャリア教育・就職支援の実施状況	B	B			
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置							
	1 業務の効率化		B	B			
	（1）一般管理費等の削減		B	B			
		一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況	B	B			
		業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況	B	A			
		奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B			
	（2）人件費・給与水準の見直し	政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B			
	（3）契約の適正化	契約の適正化に係る実施状況	B	B			
	2 組織の効果的な機能発揮	組織改善、事業実施体制の構築状況	B	B			
	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B			
III 財務内容に関する事項							
	1 収入の確保等	収入の確保等の状況	B	B			
	2 寄附金事業の実施	寄附金事業の実施状況	B	A			
	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B			
	4 予算、収支計画及び資金計画	予算、収支計画及び資金計画の実施状況	B	B			
	5 短期借入金の限度額	短期借入金の調達状況	B	B			
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	-	-	-			
	7 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-			
	8 剰余金の使途	剰余金の活用状況	-	-			

中期目標・計画の項目及び評価の一覧（3 / 3）

中期計画・年度計画	評価指標	年度評価（自己評価）				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項						
1 内部統制・ガバナンスの強化		B	B			
（1）事業運営への外部有識者の参画	事業運営への外部有識者の参画状況	B	B			
（2）外部評価の実施	外部評価の実施状況	B	B			
（3）理事会等におけるガバナンスの確保	ガバナンス確保の状況	B	B			
（4）リスク管理の推進	リスク管理の推進状況	B	B			
（5）コンプライアンスの推進		B	B			
①コンプライアンス職員研修	コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B			
②個人情報保護の徹底	個人情報保護の徹底に係る実施状況	B	B			
③情報公開の適正な実施	情報公開の実施状況	B	B			
（6）内部監査の実施	内部監査の実施状況	B	B			
2 情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ対策の実施状況	B	B			
3 広報・広聴の充実		B	B			
	広報活動の実施状況	B	B			
	広聴活動の実施状況	B	B			
4 施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備状況	B	B			
5 人事に関する計画		B	B			
（1）方針	人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B			
（2）人事に係る指標	業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B			
6 中期目標の期間を超える債務負担	中期目標の期間を超える債務負担の状況	-	-			
7 積立金の使途	積立金の利用状況	B	B			

各項目の評価基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする。

S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。<標準>

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度自己評価の方針

1. 所期の計画を達成できず評価が「C」又は「D」になるものについて、以下の要件を満たす場合は、原則として、評価を一段階引き上げることとする。

(要件) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、代替での取組実施や新たな方法の模索を行ってもなお、計画の達成が困難であったが、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述できること。

「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」

- 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して中期目標管理法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮する。（Ⅱの3「各評価の目的・趣旨・基本方針」（1）年度評価⑤より抜粋）
- 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることについて考慮する。（Ⅱの7「項目別評価及び総合評価の方法、評価区分」（1）年度評価①項目別評価 ii 項目別評価の留意事項 ウ より抜粋）

2. 中期計画・年度計画に記載のない事項であっても、新型コロナウイルス対応として実施した取組については、積極的に記載する。

「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」

イ 全体評価に影響を与える事象

- 法人全体の信用を失墜させる事象など、当該法人全体の評価に影響を与える事象
- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1（2）の「法人全体を総括する章」において記載される当該中期目標管理法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）
（Ⅱの7「項目別評価及び総合評価の方法、評価区分」（1）年度評価②総合評価 i 記述による全体評価より抜粋）

1. 奨学金事業

新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

家計の急変等により学業継続が困難となった学生への緊急支援

- ・「**学びの継続**」のための『**学生支援緊急給付金**』

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（非課税世帯の場合20万円）**を支給

- ・**緊急特別無利子貸与型奨学金の創設**

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）

- ・**家計急変世帯への対応**

給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）による採用

卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等

- ・**最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生等への支援**

就職の内定取消し等でやむを得ず令和3年度も在学する学生等で、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金の必要性を認められた場合は、第二種奨学金の貸与期間を最大1年延長

- ・**休学中の学生等への支援**

ボランティア等、学びの複線化を理由に休学する学生等で第二種奨学金の貸与を受けている場合は、休学期間中も最大1年間貸与を継続
第二種奨学金の貸与を受けていない場合は新たに申込みを受付

貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充

- ・**返還期限猶予制度における対応**

申請書のみの提出で迅速に振替を停止

猶予期間がすでに上限の10年（120か月）に達している者を対象に、**さらに最大12か月延長**

1 奨学金事業 - 自己評価:【A】

- (1) 貸与奨学金 - 自己評価:【A】
- (2) 給付奨学金 - 自己評価:【A】
- (3) 奨学金事業に共通する事項の実施 - 自己評価:【B】

中期計画における小項目(1)(2)については、計画達成に加え、新型コロナウイルス感染症に対する積極的な支援策に努めたことから自己評価を【A】評定とし、(3)については、所期の目標を達成したことから【B】評定とする。
また、中期計画に記載されている事項以外にも、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を行ったことから、奨学金事業全体の自己評価を【A】評定とする。

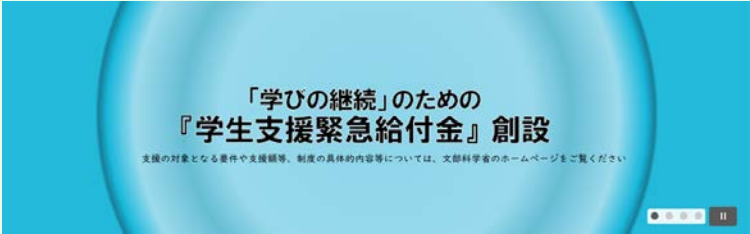
《中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績》

■新型コロナウイルス感染症への対応
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。
支給に際しては、文部科学省と連携のうえ、既存の奨学金制度において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね2週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。

<支給状況> (単位：件)

20万円の支給 (住民税非課税世帯)	10万円の支給 (左記以外)	計
74,309	353,196	427,505



1. 奨学金事業

(1) 貸与奨学金 - ①奨学金の的確な貸与

◎令和2年度計画

- 適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

■貸与奨学生の新規採用状況

貸与基準に基づく適切な審査を行い、下表のとおり貸与奨学生を採用した。

(単位：人)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
第一種	193,517	195,428
緊急採用 ※1	759	895
猶予年限特例 ※2	38,326	49,325
第二種	254,215	230,953
応急採用 ※1	2,937	257
緊急特別無利子貸与型奨学金 ※3	2,619	0

※1 生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与型の奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

※2 申込時の世帯収入が一定基準以下の第一種奨学生が安心して教育を受けられるよう、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度

※3 令和2年度に応急採用の一部として臨時に実施したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により、修学の継続が困難な学生等への緊急特別支援として、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与する制度

■自己評価 [A]

貸与基準に基づく適切な審査を行い、奨学生を採用した。採用に係る各手続きにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力的な取扱いを行ったほか、緊急特別無利子貸与型奨学金の創設や、貸与期間延長等の対応を行い、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与した。

■大学進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和3年度採用候補者については、以下のとおり決定した。

- ・第一種奨学金：161,302人
- ・第二種奨学金：191,200人

■新型コロナウイルス感染症への対応

- ① 緊急特別無利子貸与型奨学金を創設
- ② 卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等
 - ・第二種奨学金の貸与期間延長（卒業延期）
 - ・第二種奨学金の継続貸与（休学）
- ③ 書類提出期限等に係る弾力的な取扱い
 - ・申込推薦期限に第3回を設定（通常第2回まで）
 - ・進学届提出期限に第4回を設定（通常第3回まで）
 - ・返還誓約書提出期限延長 等

1. 奨学金事業

(1) 貸与奨学金 - ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

◎第4期中期計画／令和2年度計画

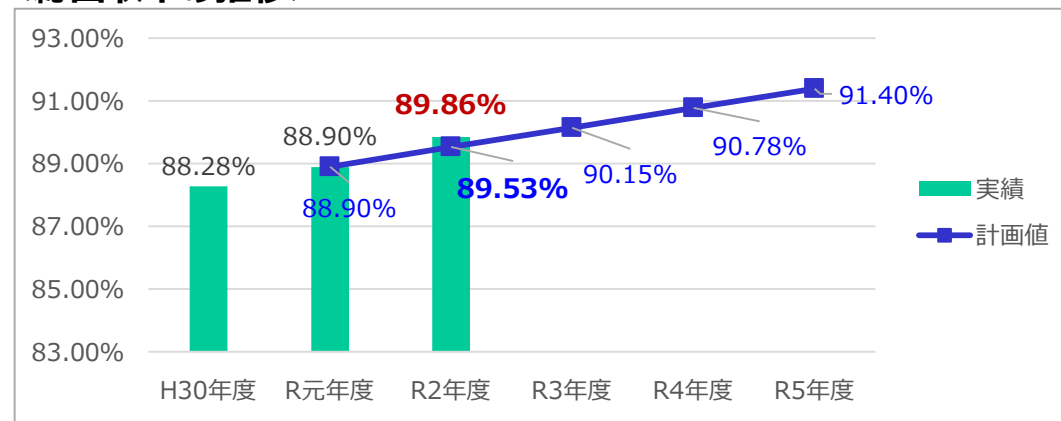
今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分の回収率（当該年度に返還期日が到来するもの）や要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、**総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上**とする。

（令和2年度計画値：89.53%以上）

■総回収率及び関連指標の計画達成状況

		中期目標	年度計画	年度実績	達成度	評価
評価指標	総回収率	91.4%以上	89.53%以上	89.86%	100.4%	B
関連指標	当年度回収率	97.3%以上	97.11%以上	97.75%	100.7%	B
	3か月以上延滞債権数の割合の改善率	10%以上	4.00%以上 (割合3.42%以下)	19.10% (割合2.88%)	118.8%	
	3か月以上延滞債権額の割合	3.26%以下	3.34%以下	2.75%	121.5%	

<総回収率の推移>



R2年度評価基準
S：質的に顕著な成果が得られている。
A：100%
B：89.53%以上100%未満
C：71.62%以上89.53%未満
D：71.62%未満

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、数値が悪化することも懸念されたが、令和2年度実績においては、総回収率及び関連指標はすべて計画値を達成した。
新型コロナウイルス感染症の影響については、令和3年度以降も引き続き注視していく必要がある。

■自己評価総回収率【B】 関連指標【B】

返還金の確実な回収の取組や返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により年度計画値を達成した。

1. 奨学金事業

(1) 貸与奨学金 - ⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

◎令和2年度計画

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。

■減額返還の承認件数

(単位：件)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
1/2返還	11,607	11,489
1/3返還	22,217	19,413
合計	33,824	30,902

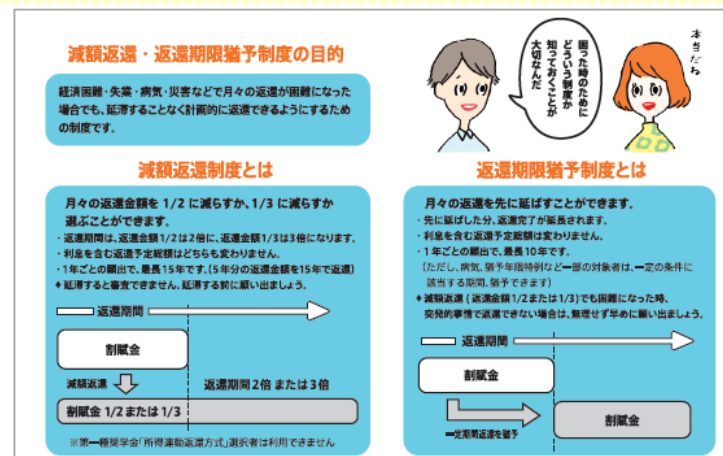
■返還期限猶予の承認件数

(単位：件)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
在学猶予	109,682	123,622
一般猶予	159,134	150,169
病氣中	10,324	10,127
災害	117	161
入学準備	157	285
生活保護	5,541	5,319
生活困窮	130,564	122,877
育児休暇等	6,075	6,237
猶予年限特例	6,356	5,163
合計	268,816	273,791

■自己評価 **[A]**

返還が困難になった場合の救済制度である減額返還・返還期限猶予制度について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた臨時対応及び特別対応を行いつつ、制度を適切に運用した。



減額返還・返還期限猶予制度について、ホームページ(「返還を始める皆さんへ(動画)」の掲載)や減額返還・返還期限猶予リーフレットを口座振替加入通知に同封のうえ送付するなどにより広く周知した。

◀減額返還・返還期限猶予リーフレットより

■新型コロナウイルス感染症への対応

① 減額返還制度

令和2年5月～7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を可能とする臨時対応を実施

② 返還期限猶予制度

- 令和2年5月～7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を認め、返還期限猶予審査中も奨学金の振替を停止する臨時対応を実施
- 返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を実施

1. 奨学金事業

(2) 給付奨学金 - ①奨学金の的確な支給

◎令和2年度計画

- ・ 給付奨学金については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、（中略）適切な審査に基づき支給を行う。
- ・ また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金については、経過措置として支給を行う。

■令和2年度から開始した新たな給付奨学金

① 在学採用の募集・選考

春と秋に募集を行い、マイナンバーを活用して適切に審査を行ったうえで、下表のとおり採用者を決定した。

② 家計急変採用の募集・選考

生計維持者の死亡や事故、病気、失職または震災等による被災など予期できない事由で家計が急変した学生を対象に、年間通じて随時募集し、採用を決定した。

<新規採用状況>

(単位：人)

	令和2年度	
	うち家計急変	
採用者数	272,179	4,335

③ 令和3年度採用候補者（予約採用）

進学を予定している高校3年生等を対象に募集を行い、97,486人を決定した。

■新型コロナウイルス感染症への対応

- ① 家計急変採用について、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した場合についても申込みの対象として周知した。
- ② 書類提出期限等に係る弾力的な取扱い
 - ・ 申込推薦期限に第3回を設定（通常第2回まで）
 - ・ 進学届提出期限に第4回を設定（通常第3回まで）
 - ・ 誓約書提出期限延長 等



平成29年度より実施している給付奨学金の状況

令和元年度までに採用した奨学生については、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者（54人）を認定した。

■自己評価 **[A]**

新たな給付奨学金制度について、家計急変採用含め適切な審査に基づく採用を行い、真に支援が必要な者に奨学金の支給を行った。また、平成29年度から実施している給付奨学生についても編入学者の認定などを適切に行った。

1. 奨学金事業

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施 - ②学校との連携強化

◎令和2年度計画

- ・奨学生としての自覚を促すため、奨学金に対する指導を大学等と連携して進める。
- ・大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還回収方策の広報、周知を図る。

■奨学生等に対する指導における学校との連携

全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。

また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症への対応として、新たにオンライン版のガイダンスを開始した。

・令和2年度スカラシップ・アドバイザー派遣件数：271件

・令和2年度オンライン版ガイダンス実施件数：724件

(参考) 令和元年度派遣件数：807件



■大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

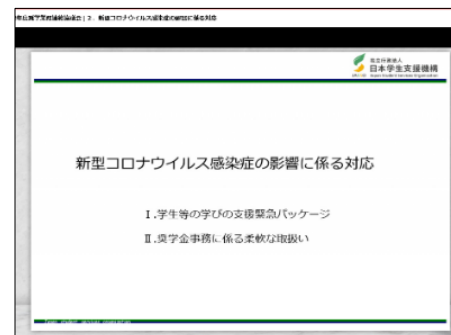
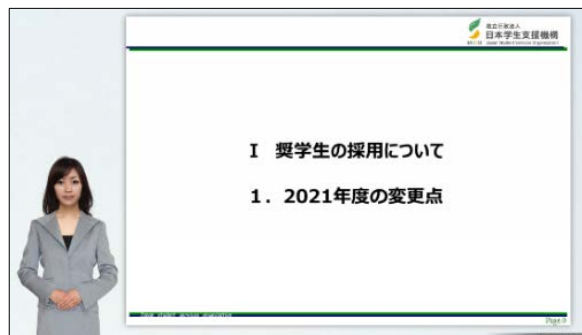
① 奨学金業務研修会

大学等の奨学金事務担当者を対象として実施しているが、令和2年度においては、音声付スライド動画を奨学金事務担当者ホームページに掲載した。

② 奨学業務連絡協議会

奨学金事務担当者ホームページに奨学金業務に関する音声付スライド動画を掲載し、別途質問を受け付ける等必要な情報を提供した。

また、令和3年度における新型コロナウイルス感染症への対応についても説明した。



■自己評価【B】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スカラシップ・アドバイザーの派遣については、新たにオンライン版のガイダンスを実施し、研修会については、対面研修の代替措置として音声付スライド動画をホームページに掲載した。これらにより、奨学金事務担当者への情報提供及び奨学生に対する指導の充実に努めた。

2. 留学生支援事業

新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

外国人留学生に対する支援

- ・「**学びの継続**」のための『**学生支援緊急給付金**』（再掲）
- ・**国費外国人留学生に対する支援**
奨学金支給期間終了後、帰国困難である留学生に対して奨学金を支給
新規渡日する留学生に対し入国後の待機のために必要となる滞在費（宿泊費）を支給
- ・**私費外国人留学生に対する支援**
経済的理由により修学が困難である外国人留学生に対して、留学生受入れ促進プログラムにおいて特別追加採用を実施

日本人留学生に対する支援

- ・**JASSO災害支援金の支給（JASSOに対する寄附金を原資）**
日本学生支援機構からの奨学金を受給している日本人留学生のうち、帰国を余儀なくされ、かつ、検疫所長が指定する場所において14日間待機を要請された者に対して、**JASSO災害支援金（10万円）**を支給
- ・**海外留学支援制度にかかる特例措置**
一時帰国者及び新規渡航者への渡航支援金支給（協定派遣、学位取得型）
留学開始時期の延期及び支援期間の延長を可能とする（学位取得型）
感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航を条件付で支援（学位取得型）
- ・**～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～にかかる取扱の柔軟化**
令和2年度で終了予定であった留学生派遣を1年延長し、追加募集を実施

2 留学生支援事業 – 自己評価：【B】

（１）外国人留学生に対する支援 - 自己評価：【B】

一部所期の目標を上回る成果が得られているが、全体として、新型コロナウイルス感染症の影響に適切に対応し、おおむね所期の目標を達成したものと評価。

（２）日本人留学生に対する支援 - 自己評価：【B】

① 海外留学に関する情報提供等の充実（B）

<指標22>日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況

定量指標である「海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力回数」が、目標値である26回に届かなかったが（13回実施）、新たな取組等に努めた。

⇒詳細は個別項目（22ページ）参照

② 学資金の支給（B）

<指標23>日本人留学生に対する学資金支給の実施状況

海外留学支援制度（協定派遣）、海外留学支援制度（学部学位取得型）、海外留学支援制度（大学院学位取得型）、官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学JAPAN）については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、特例措置などによる対応を実施。

⇒トビタテ！留学JAPANの詳細は個別項目（23ページ）参照

中期計画における小項目（1）（2）については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種変更等の対応を行いつつ、おおむね所期の目標を達成したことから、自己評価を【B】評定とする。また、留学生支援事業全体の評価についても、同様に、自己評価を【B】評定とする。

2.留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援 - ②日本留学試験の適切な実施

◎令和2年度計画

- ・ 2019年度の試験実施において、試験問題冊子の不足により受験できない者が発生した事態について、検証結果を踏まえ、再発防止に努める。

令和元年度には、以下の事故によりC評価であった。

令和元年11月10日（日）に実施した大阪会場での試験において、試験実施に必要な試験問題冊子が不足し、受験予定者2,469人のうち、日本語及び基礎科目受験者の計1,624人の試験を中止した。

＜令和元年度の対応＞ 対策本部の設置、再試験・追加再試験の実施及び交通費・宿泊費の補償、検証委員会の設置 等



■ 検証委員会の「再発防止策の提言」を受けた業務の見直し

実施体制の整備や、業務実施に関する見直しなど、提言の内容を踏まえた業務の見直しを行った。

- ・ 不測の事態が生じた場合において速やかに対応できる体制の整備
- ・ 手順書の作成やシステム的なチェック体制の構築、確認体制の強化 など

■ 新型コロナウイルス感染症の影響と対応

- ① 第1回試験の中止・返金、大学出願者に対する救済措置と大学等への配慮依頼
- ② 「日本留学試験実施における新型コロナウイルス感染症対策」等の策定



第2回試験については、**試験会場を前年の約2倍に増やし、感染症対策を講じたうえで実施**した（国内会場45会場（前年23会場））。また、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがある等で受験できなかった者や入国制限等により受験できなかった者を対象に、東京と大阪において**追試験を実施**。海外の一部（フィリピン及びスリランカ）では、試験を中止し、受験料の返金を行った。

■ 自己評価【B】

令和元年度の事故に係る検証結果を踏まえ、業務の見直しを行い、再発防止に努めた。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対しても適切に対応した。

2.留学生支援事業
(1) 外国人留学生に対する支援 - ③日本語教育センターにおける教育の実施

◎令和2年度計画
大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、**回答者の80%以上から肯定的な評価**を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

■新型コロナウイルス感染症の影響と対応
4月～5月は臨時休業とし、遠隔授業を開始した。6月以降は対面授業を開始し、渡日前の学生に対しては引き続き遠隔授業を実施した。また、授業不足を補うため、土曜日や夏期・冬期休業日に補講を行った。また、感染症対策を徹底し、学習指導だけでなくPCR検査への付き添い等、生活面におけるサポートについても、状況に応じて適切に対応した。

■卒業者の進学率
新型コロナウイルス感染症の影響下においても、きめ細やかな進路指導や学習指導を行った結果、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

	令和2年度			(参考) 令和元年度		
	東京	大阪	合計	東京	大阪	合計
進学希望者数 (A)	149人	72人	221人	189人	120人	309人
進学者数 (B)	145人	71人	216人	185人	117人	302人
進学率 (B / A)	97.3%	98.6%	97.7%	97.9%	97.5%	97.7%

■日本語教育センターの卒業予定者の満足度
卒業予定者に対し、5段階評価によるアンケート調査を実施し、東京・大阪ともに回答者の90%以上から肯定的な評価を得た。

		令和2年度	(参考) 令和元年度
東京	満足度	91.4%	94.7%
	回収率	97.9%	100.0%
大阪	満足度	91.3%	97.1%
	回収率	97.9%	97.9%

R2年度評定基準
S：質的に顕著な成果が得られている。
A：96%以上
B：80%以上96%未満
C：64%以上80%未満
D：64%未満

■自己評価 [B]
学生等のニーズに応じたきめ細やかで質の高い教育及び生活支援を提供した結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、東京・大阪ともに目標値（80%）を上回る肯定的評価を得た。

2.留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援 - ④学資金の支給等

◎令和2年度計画

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等の連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

■国費外国人留学生給与（奨学金）の支給

<支給状況>

令和2年度 (令和3年3月分)	(参考) 令和元年度 (令和2年3月分)
8,517人	9,160人

<新型コロナウイルス感染症への対応>

- ① 奨学金支給期間が終了し、本国への帰国を予定していたが、交通遮断等により帰国が困難となっている国費外国人留学生に対し、引き続き国費外国人留学生としての身分を付与し、奨学金を支給（延べ800か月分支給）。
- ② 在籍確認簿のサインに関する各種特例措置及び遠隔授業を行う場合の国費外国人留学生奨学金等の支援に対する特例措置の実施。
- ③ 入国後14日間の待機及び公共交通機関の不利用などの防疫措置を講じるために必要となる滞在費（宿泊費）相当分を奨学金に加算して支給（延べ2,005件支給）。

■留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

<採用実績>

令和2年度	(参考) 令和元年度
24,922人 (うち特別追加採用 18,271人)	8,077人

<新型コロナウイルス感染症への対応>

- ① 経済的に困窮している外国人留学生に対し、特別追加採用を行い、1か月分の奨学金を支給（18,271人）。
- ② 各大学等からの受給者の推薦や在籍確認の条件一部緩和及び締切延長。
- ③ 日本留学試験の成績優秀による文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者に対し、大学等入学時期の期限を延長。

■海外留学支援制度（協定受入）

<支援実績>

	令和2年度	(参考) 令和元年度
新規採用者	334人	6,537人
継続支援者	1,274人	2,010人

<新型コロナウイルス感染症への対応>

令和元年度の採択プログラムのうち、令和2年度においても継続して支援するプログラムの採用について、本来は採用年度に実績がないと翌年度の採択を取り消すところ、令和元年度の実績がない場合においても採択を取り消さない措置を講じた。

■自己評価 **[A]**

新型コロナウイルス感染症の影響に柔軟に対応し、特例措置を講じるなど必要な支援をしつつ、奨学金等の支給を円滑に実施した。

2.留学生支援事業

(2) 日本人留学生に対する支援 - ①海外留学に関する情報提供等の充実

◎令和2年度計画

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外への関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営する。
また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。(中期目標の目標値：126回以上、令和2年度計画値：26回以上)

■ホームページ等による情報提供

- ①「海外留学支援サイト」の運用とサイトリニューアルに向けた準備の実施
- ②「海外留学奨学金検索システム」の運用

■オンラインを活用した情報提供（オンラインイベントや動画コンテンツ配信等）の取組

- ① 海外留学オンラインフェア2020～世界の留学情報ウィーク～

在日外国公館12機関の動画を配信し、コロナ禍における各国の最新情報を提供。期間中は何度でも視聴可能とした。

- ② 海外留学オンライン説明会：海外留学奨学金の説明や留学経験者の体験談を中心とした小規模セミナーを実施
- ③ 動画コンテンツの配信：海外留学の基礎情報や奨学金情報をわかりやすくまとめた動画コンテンツを12本配信



■海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況

イベントについては、全てオンライン開催とした。これにより、全国からの参加が可能となった。
他機関実施イベントについては、令和元年度に引き続き、積極的な参加を試みたが、在日外国公館や大学等が主催するイベント等の多くが中止、もしくは主催者単独での開催となった。

	令和2年度	(参考) 令和元年度
海外留学フェア	1回	1回
海外留学説明会	5回	5回
他機関実施イベントへの協力	7回	26回
全体	13回	32回

※上記のほか、留学の基礎情報や奨学金情報などの動画12本を配信した。

R2年度評定基準
S：質的に顕著な成果が得られている。
A：32回以上
B：26回以上32回未満
C：21回以上26回未満
D：21回未満

B 評定とする理由

以下のとおり、予測しがたい外部要因により通常どりの業務が実施できない中、実施し得る最大限の取組を行ったため。

- ・ 機構主催のイベントは、昨年度と同回数実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、留学そのものが困難な状況であり、他機関におけるイベント開催も制限されたが、機構の参加が可能なものは全て参加した。
- ・ オンライン化により、場所にとらわれず参加が可能となったことで、情報提供としての可能性は広がっている。
- ・ コロナ禍における新たな取組として、対面の他機関実施イベントで提供してきた海外留学の基礎情報や奨学金情報をよりわかりやすくまとめ、動画コンテンツ（12本）として配信し、情報提供に努めた。

■自己評価【B】

新型コロナウイルス感染症の影響により、通常どりの業務実施ができない中、取り得る最大限の取組を実施し、情報提供に努めた。

2.留学生支援事業

(2) 日本人留学生に対する支援 - ②学資金の支給（官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学JAPAN）

◎令和2年度計画

- 日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修等を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学生等コース（第13期）及び高校生コース（第6期）の**採用手続きを中止**。



① 採用における対応

令和2年度採用が最終となる予定であったが、**令和3年度採用として大学生等コース（第14期）400人、高校生コース（第7期）800人の追加募集を実施。大学等コースについては937人、高校生コースについては1,185人（※）の応募を受け付けた。**

※アカデミックテイクオフ（新1年生）を除く

【令和2年度時点採用者数累計：8,323人】

② 奨学金等の支給に係る対応

- 令和2年3月時点で渡航中であった派遣留学生については、安全確保のため、留学を中断し一時帰国するよう促したうえで、奨学金支給に係る柔軟な対応を実施。
- 令和2年3月時点において渡航前だった第12期生と一部の第11期生以前の派遣留学生については、予定していた時期の渡航が不可となったため、奨学金支給や留学開始期間の変更に係る柔軟な対応を実施。

■ コロナ禍における主な取組

① #せかい部×SDGs探究プロジェクト

高校生がSDGsに関連する5つのテーマの探究学習をすることで得られる気づきや学びを発信するプロジェクトを始動。全国から約400人の応募があり、45都道府県から約170人のレポーターを選抜し、レポートを発信。成果報告イベントも実施。



② #飛び立つ日まで

留学を一時断念せざるを得ない学生や未来の留学生へエールを送るプロジェクトとして、著名人や先輩留学生からの応援メッセージと留学準備方法を公開。



■ 自己評価【B】

新型コロナウイルス感染症の影響による採用中止や、留学の中断に適切に対応し、令和2年度で終了予定であった留学生の派遣を1年延長することとし、追加募集を行った。また、留学を一時断念せざるを得ない学生にエールを送るプロジェクトなどの取組にも努めた。

3. 学生生活支援事業

学生生活支援事業

・「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」

「新型コロナウイルス感染症への対応と学生支援の課題」をテーマとして、遠隔授業等が続くなかで、コミュニケーションの欠如、学業や将来への不安等を抱える学生たちがいることを踏まえ、感染のリスクを軽減しながら、どのように有効な学生支援を行えるのかを考え、課題や事例を共有することを目的として、講演や取組事例の発表を行った（令和2年12月11日）。

・ 障害学生支援に係る事例紹介等

① 新型コロナウイルス感染予防対策に関する状況調査の実施

障害学生支援にかかる調査として、新たに実施し、「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生への取組事例について（概要）」を、作成・公表した。

② 「障害学生支援専門テーマ別セミナー」

「コロナ禍における障害学生支援」をテーマにセミナーを実施

・ 「全国キャリア教育・就職ガイダンス」

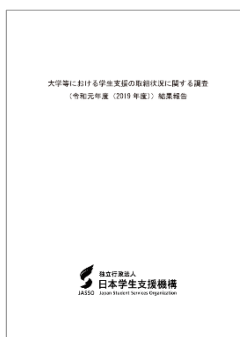
コロナ禍における就職・キャリア支援について、産学によるディスカッション等を実施

3 学生生活支援事業 - 自己評価：【B】

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集、分析、提供 - 自己評価：【B】

(2) 障害のある学生等に対する支援 - 自己評価：【B】

(3) キャリア教育・就職支援 - 自己評価：【B】



大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和元年度）結果報告

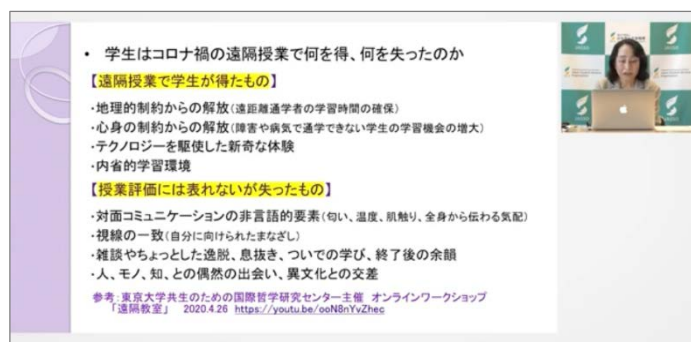
中期計画における小項目(1)~(3)については、「学生生活調査」等の調査業務を計画どおりに実施し、計画されていたイベント等についても、オンライン対応等により実施したことから、所期の目標を達成したものとし、自己評価を【B】評定とする。
また、学生生活支援事業全体の評価についても、同様に、自己評価を【B】評定とする。



障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集



障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集
ウェブコラム総集編



令和2年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー（オンライン開催）



令和2年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス（オンライン開催）
（学生を交えたパネルディスカッション）

3. 学生生活支援事業
(2) 障害のある学生等に対する支援

◎令和2年度計画

- 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。

■「障害学生支援理解・啓発セミナー」の動画配信（YouTubeでオンデマンド配信）

主に、障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を対象に、障害学生支援の理解促進を図ることを目的に実施。令和2年10月23日～令和3年3月31日までの視聴回数は7,490回（同セミナー内のすべての動画（9本）の視聴回数の合計）。
※令和元年度における参加者数（東京：160人、大阪：127人）

■新型コロナウイルス感染症への対応

①「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生への取組事例について（概要）」の作成

平成17年度から実施している「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施に加え、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言の下、入構制限やオンライン授業の実施等、障害学生支援の状況が変わっていることを踏まえ、大学等の対応が障害のある学生及び障害学生支援にどのような影響を及ぼしたかについての調査も実施。各大学等が工夫・努力した支援事例の概要について障害種別にとりまとめ、公表し、障害のある学生への今後の支援の一助として活用されるよう、大学等に周知した。
（調査期間：令和2年9月1日～9月30日 事例公表：令和3年1月8日）

②「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の1つをコロナ禍における障害学生支援というテーマで開催

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
医療系学部における発達障害学生支援	11月13日	富山大学	2,585回
発達障害学生の修学支援	11月30日	筑波大学	2,000回
コロナ禍における障害学生支援	2月5日	宮城教育大学	777回

※3月末日までの視聴回数

■自己評価【B】

オンラインを活用してイベントを実施し、障害学生支援の理解促進・普及啓発を図った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、障害学生支援における影響を調査し、事例報告を行うなど、状況に応じて必要な対応に努めた。

令和2年度

障害学生支援
専門テーマ別セミナー

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、平成29年3月に文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の就学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の中で、各大学等が取り組むべき主要課題とされている専門的な事項等を中心に、本年度はコロナ禍における障害学生支援を加えた3つのテーマでYouTubeにてオンデマンド配信します。

視聴登録対象者
障害学生支援に携わる高等教育機関の官公庁及び教職員

【医療系学部における発達障害学生支援】（11月13日配信予定）
主催：日本学生支援機構、富山大学
（内容）
医療従事者を目指す発達障害学生への学びを支える仕組みや、臨地実習における合理的配慮を中心に取り上げます。

【発達障害学生の修学支援】（11月30日配信予定）
主催：日本学生支援機構、筑波大学
（内容）
発達障害のある学生が直面し得る困難およびそれらへの具体的な支援方法について、入学前後期、修学支援期、卒業・就職期といった修学ステージごとに解説しています。

【コロナ禍における障害学生支援】（令和3年2月上旬配信予定）
主催：日本学生支援機構、宮城教育大学
（内容）
新型コロナウイルスの感染拡大を防止する取組、「新しい生活様式」が求められている状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた障害学生支援」をテーマに、障害学生支援の充実を図ります。

詳細はこちらをご覧ください。
https://www.jasso.go.jp/gokusei/tokubetsu_shien/event/theme/2/index.html

【問合せ先】
独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課 障害学生支援計画係
TEL:03-5520-6173 FAX:03-5520-6051
E-Mail:tokubetsushien@jasso.go.jp

4. その他

寄附金による助成事業

・ 寄附金による「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の実施

民間企業や個人から寄せられた**寄附金**を原資として、経済的に困窮した学生等を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部又は全部の額を助成

- (1) 対象となる学校：大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年）、
専修学校（専門課程）、日本語教育機関等
- (2) 助成の規模：約20億円（対象となる学校からの申請額：約17億円）

・ 新型コロナウイルスに係るJASSO災害支援金【再掲】

日本学生支援機構からの奨学金を受給している日本人留学生のうち、帰国を余儀なくされ、かつ、検疫所長が指定する場所において14日間待機を要請された者に対して、**JASSO災害支援金（10万円）を支給**

◎令和2年度計画

専門部門の設置など寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給を拡大するなど、寄附金事業を適切に実施する。

■学生支援寄附金の受入

寄附金募集に係る広報の強化を図るため、寄附金事業を専門的に行う寄附金室を設置し、ホームページでの周知や返還者への周知を図り、寄附金獲得拡大に努めた。

■JASSO災害支援金

自然災害等により居住する住宅が半壊以上等の被害を受けた学生等に対し、支援金（一人10万円）を支給。

令和2年度には、新型コロナウイルスに係るJASSO災害支援金による支援も実施。

■新型コロナウイルス感染症対策助成事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、新たに約10.3億円を獲得。

経済的に困窮した学生等を支援する大学等に対し、当該支援に係る経費の一部または全部の額を助成することで、各大学等における学生等への支援を促した。

- ・助成の規模：約20億円 ※従来から受け入れてきた「学生支援寄附金」から約10億円を加えて助成
- ・大学への助成額：1校当たり20～120万円 ※第一種奨学金の貸与実績等に応じて上限額を決定

⇒助成額：約17億円

<交付状況>

	助成金内示 学校数	交付数
大学	800校	710校
短期大学	319校	279校
高等専門学校	57校	53校
専修学校専門課程	2,728校	1,984校
日本語教育機関等	515校	424校
合計	4,419校	3,450校

■自己評価【A】

- ・専門部署を設置し、返還者等への周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策助成事業のための寄附金募集を行い、寄附金獲得拡大に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、大学等が実施する学生等への経済的支援の取組に対し助成を行った。